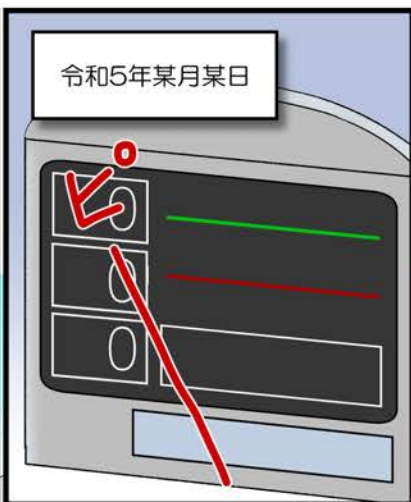
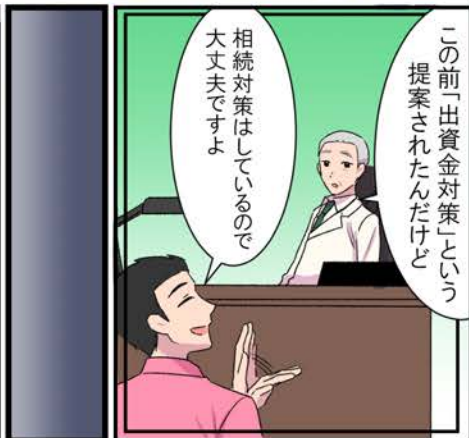


マンガでわかる

認定医療法人制度 の概要







10億円

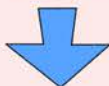
そもそも出資持分は何？

出資持分とは
株式会社で言うところの
「株式」のようなものです

内部留保が
蓄積されやすく
出資金の評価額が
あがることに
繋がります

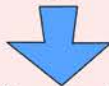
株式会社とは異なり
医療法人は配当が
禁止されて
いるため

理事長が出資持分を
放棄した場合



法人がみなし贈与税を払う

理事長が亡くなって出資持分を
相続人が相続した場合



個人が相続税を払う

いろいろな対策がありますが
認定医療法人制度の活用
がオススメです！

どうやっても税金が
高額になってしまう

どうすれば
よかつたんだ…



運営の適正要件

1. 利益供与の禁止
2. 給与制限
3. 第三者に対する利益供与の禁止
4. 遊休財産
5. 法令遵守
6. 保険診療割合
7. 自費の点数
8. 医業収益と医業費用のバランス

運営の適正要件についてはWebサイト
「日本経営ウィル税理士法人認定医療法人移行支援サービスサイト」にて詳しく紹介しております



利益供与の禁止

利益供与として法人所有車両の私的利用や社宅の無償利用などがあげられます



MS法人との取引（業務委託など）にかかる手数料が不相当に高額な場合などがあげられます



その他

医療法人の運営を行う上で不適切な取引として「役員に対する貸付金」「有価証券の売買」などもあげられます



給与制限

年間の役員報酬の上限は3600万円が一つの目安とされています



同族経営が可能

になりました

守るべきポイントが多いようにも見えますが親族要件が撤廃されて





「免責事項」

本資料でご紹介させていただいた内容のうち、法律・制度に関するものは、一般的な内容を分かりやすく解説したものです。実際の事業承継対策にあたっては、病院・診療所の状況に応じて個別具体的に検討する必要がありますので、本資料の内容を最終の判断材料とはなさないでください。本資料をもとに意思決定され、直接又は間接に損害を蒙られたとしても、一切の責任は負いかねます。事業承継対策を具体的ににご検討される場合には、税理士など専門家にご相談の上、最終判断をしていただけますよう、お願い申し上げます。





税理士法人 日本経営

認定医療法人支援サイト <https://byoin.nkgr.co.jp/ninteishien>

認定医療法人お問合せ専用ダイヤル **050-5330-1430**



大阪本社

〒561-8510 大阪府豊中市寺内 2-13-3 日本経営ビル

TEL : 06-6865-0331 (代)

東京事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川 2-2-20 天王洲オーシャンスクエア 22F

TEL : 03-5781-0760 (代)